

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1

氏名 株式会社新栄産業
代表取締役 押尾 茂

令和6年7月2日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年7月3日

東金市長 鹿間 陸郎



許可番号 第43号

許可期間 令和5年3月1日から
令和7年2月28日まで

業の区分 一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（し尿を除く）

許可条件

- (1) 業務の遂行にあたり東金市長の指示に従うこと。
- (2) 東金市内より排出される一般廃棄物の収集運搬に限る。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を厳守すること。
- (4) 積替場は、山武市松尾町借毛本郷字本郷野場3568番地1とする。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東金市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東金市を被告として（訴訟において東金市を代表する者は東金市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。